

『Mail Luck!』 利用規約

株式会社 エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

目次

第1章 総則	4
第1条（利用規約の適用）	4
第2条（利用規約の変更）	4
第3条（サービスの提供）	4
第4条（サービスの提供対象）	4
第5条（サービスの終了）	4
第6条（合意事項）	4
第2章 契約	4
第7条（契約申込）	4
第8条（契約の成立）	5
第9条（契約者の名称・業態等の変更）	5
第10条（契約者の地位の承継）	5
第11条（サービスの提供条件）	5
第12条（権利の譲渡等の制限）	5
第13条（契約者による利用契約の解除）	6
第14条（当社による利用契約の解除）	6
第3章 契約者の義務	6
第15条（運営上の義務）	6
第16条（責任・保証）	7
第17条（禁止行為）	7
第4章 情報の保護	8
第18条（顧客情報の保護）	8
第5章 提供中止及び提供停止	8
第19条（非常事態時の利用の制限）	8
第20条（提供中止）	9
第21条（提供停止）	9
第6章 品質保証	9
第22条（品質保証制度）	9
第7章 料金等	9
第23条（料金等）	9
第24条（料金等の支払義務）	9
第25条（料金等の計算方法）	10
第26条（料金等の支払方法）	10
第27条（割増金）	10
第28条（延滞料金）	10
第29条（消費税）	10
第30条（端数処理）	10
第31条（集金代行の委託）	10

第 8 章 損害賠償	10
第 32 条（責任の制限）	10
第 33 条（免責）	11
第 9 章 雑則.....	11
第 34 条（管轄裁判所）	11
付則.....	11
(別紙 1) サービス種別表.....	12
(別紙 2) 提供価格表.....	13
(別紙 3) 品質保証と計算方法.....	17

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

1. 株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、「Mail Luck!」利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、「Mail Luck!」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（利用規約の変更）

1. 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条（サービスの提供）

1. 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別紙1のとおりとします。

第4条（サービスの提供対象）

1. 本サービスは、日本国内に事業拠点を有する法人に対して提供します。

2. 本サービスの利用は、日本国内でのみ保証するものとします。

第5条（サービスの終了）

1. 当社は、本サービスを終了することがあります。

2. 本サービスを終了するときは、終了する6か月前までにその旨を電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

第6条（合意事項）

1. 当社は、本サービスの提供に必要と判断する場合は、契約者に対し書類その他の資料あるいは物品の提出を求めることがあります。契約者は当社の指示に従っていただくことがあります。

第2章 契約

第7条（契約申込）

1. 本サービスは、当社所定の利用申込書を提出することによって申し込むものとします。なお、必要な資料等を提出していただくことがあります。

2. 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

第 8 条（契約の成立）

1. 当社が本サービス利用申込みを承諾した場合は、契約日および利用開始日を当社指定の方法により通知します。利用契約はこの契約日に成立するものとします。
2. 当社による、本サービスの提供は、原則として本サービス利用申込の受け付け順に行います。ただし、当社の都合その他の事情によりその順序を変更することがあります。
3. 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込をした者が過去において第 3 章（契約者の義務）の規定に違反したとき、或いは違反するおそれのあるとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
 - (2) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (3) 契約者が当社の定める取引基準に満たないとき
 - (4) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
4. 当社が利用申込を承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

第 9 条（契約者の名称・業態等の変更）

1. 契約者は、利用申込書の記載内容に変更が生じた場合には、直ちに、当社指定の申込書により、変更内容を届け出るものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社はその届出の内容が事実であることを証明する書類の提出を要求することがあります。その場合、契約者は速やかに当該書類を提出するものとします。

第 10 条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。
2. 当社は、合併後の承継法人が第 8 条（契約の成立）3 項に該当した場合には書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社が解除しない場合は、合併後の承継法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 11 条（サービスの提供条件）

1. 契約者は ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。契約者は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。ID 及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社は保証いたしません。

第 12 条（権利の譲渡等の制限）

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の地位を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第 13 条（契約者による利用契約の解除）

1. 契約者が、利用契約を解除しようとするときは、解除の月の 3 か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。解除の通知があった日から当該通知において解除の月とされた月までの期間が 3 か月未満であるときは、当該通知があった日から 3 か月を経過する月の月末に契約が終了するものとします。
2. 最低利用期間は、第 8 条第 1 項に定める契約日から 12 ヶ月とします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する本サービスに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第 14 条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第 21 条（提供停止）第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
 - (2) 第 21 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (3) 第 8 条（契約の成立）第 3 項各号のいずれかの事由が判明、又は発生した場合

第 3 章 契約者の義務

第 15 条（運営上の義務）

1. 契約者は、本サービスに関する問い合わせ用窓口を設け、二次利用者若しくは第三者からの各種苦情、問い合わせ等（以下「申告等」という）に対応するものとする。なお、契約者は、当該窓口の連絡先を当社に通知することとします。
2. 次の各号に示す内容の申告等が、当社の問合せ窓口に入り、当社が何らかの方法で、申告等の内容が契約者に提供している本サービスに関するものであることを確認した場合には、当社は、当該申告者に対し、契約者の問合せ用窓口を案内するとともに、契約者に当該申告内容を通知します。
 - (1) ダイレクトメール（迷惑メール）送信
 - (2) ウイルスメール送信
 - (3) 誹謗中傷メール送信／Web 書き込み
 - (4) 不法販売・関与メール送信/Web 書き込み
 - (5) アダルト掲載メール送信/Web 書き込み
 - (6) 不正アクセス（ID 盗用、ポートスキャン、アタック等）
 - (7) サーバ高負荷
 - (8) 著作権侵害
 - (9) その他、第 17 条に定める禁止行為に抵触する内容
3. 契約者は、当社から前項の通知を受けた場合には、当該申告に対して、適切かつ速やかに対応するものとします。
4. 契約者は、契約者または二次利用者の本サービスの利用に関して、二次利用者を含む第三者から、異議、クレーム又は損害賠償の請求が契約者又は当社に提起された場合、自己の費用と責任において、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求から当社を防御し、免責させるものとします。

第 16 条（責任・保証）

1. 契約者は、二次利用者へ本サービスの利用に関する ID とパスワードを発行する際は、契約者の責任において行うものとしします。
2. 契約者及び二次利用者は、本サービスのサービス仕様書に記載されている以外の操作を行ってはならないものとしします。サービス仕様書に記載されている以外の操作を行ったことによる契約者及び二次利用者の本サービス利用に関する各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第 17 条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとしします。
 - (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしくしくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
 - (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
 - (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
 - (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの

行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。

(17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類似する行為。

(18) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。

(19) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。

(20) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。

(21) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(22) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3. 第 1 項第 10 号および第 11 号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 21 条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4. 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 21 条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第 4 章 情報の保護

第 18 条（お客さま情報の保護）

1. 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3. 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第 5 章 提供中止及び提供停止

第 19 条（非常事態時の利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第 20 条（提供中止）

1. 当社は、当社の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 当社は、定期的に、設備等の保守を行うための保守日をもうけ、その日においてはサービスの提供を停止することができるものとします。
3. 本サービスの提供を停止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供停止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第 21 条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 第 4 条（サービスの提供対象）及び第 11 条（サービスの提供条件）の規定に違反したとき
 - (3) 第 3 章（契約者の義務）の規定に違反したとき
 - (4) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
 - (5) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
 - (6) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断するとき
2. 当社は、契約者または二次利用者の本サービスの利用に関して、その利用方法及び利用状況が、第 17 条に定める禁止事項に該当し、社会的に著しく不相当であると認めた場合は、当該 ID の利用を停止し、または当該データを削除することができるものとします。
3. 前項により、本サービスの提供を停止した場合には、当社は契約者に速やかに通知するものとします。

第 6 章 品質保証

第 22 条（品質保証制度）

1. 当社は、次の項目について、本サービスの品質を保証するものとし、その保証基準と保証対象サービスは、別紙 3「品質保証と計算方法」の項の定めによるものとします。
 - (1) サービス稼働時間
 - (2) 故障通知時間
2. 前項の規定は、契約者が第 19 条（非常事態の利用の制限）、第 20 条（提供中止）、第 21 条（提供停止）の規定に該当する事由がある場合または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではない場合は適用しません。

第 7 章 料金等

第 23 条（料金等）

1. 本サービスの料金は、別紙 2（提供料金表）のとおりとします。

第 24 条（料金等の支払義務）

1. 契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2. 第 21 条（提供停止）の規定に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 25 条（料金等の計算方法）

1. 本サービスの料金については、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。但し、利用開始日を含む暦月の月額料金は無料とします。

第 26 条（料金等の支払方法）

1. 契約者は、料金等請求書に記載した支払期日、支払方法により料金等を毎月支払うものとします。

第 27 条（割増金）

1. 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 28 条（延滞料金）

1. 契約者が、料金その他の債務について支払期日後 30 日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞料金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 29 条（消費税）

1. 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法（平成 6 年法律第 109 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 30 条（端数処理）

1. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 31 条（集金代行の委託）

1. 契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第 8 章 損害賠償

第 32 条（責任の制限）

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して 24 時間以上本サービスを利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における別紙 2（提供料金表）に記載の月額基本料金を限度として損害を賠償します。

第 33 条（免責）

1. 当社は、契約者及び二次利用者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

第 9 章 雑則

第 34 条（管轄裁判所）

1. 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この利用規約は、平成 22 年 9 月 21 日から実施します。

(別紙 1) サービス種別表

「Mail Luck!」のサービス内容は下記のとおりとします。

1. サービスの種類

サービスの種類	提供条件
Mail Luck! (インターネットタイプ)	別途定める「Mail Luck! サービス仕様書」の定めるところによります。
Mail Luck! (VPN タイプ)	別途定める「Mail Luck!(VPN タイプ) サービス仕様書」の定めるところによります。
Mail Luck! (ゲートウェイタイプ)	別途定める「Mail Luck!(ゲートウェイタイプ) サービス仕様書」の定めるところによります。
Mail Luck!(セキュアタイプ)	別途定める「Mail Luck!セキュアタイプ サービス仕様書」の定めるところによります。
Mail Luck!(セキュアタイプ ゲートウェイ)	別途定める「Mail Luck!セキュアタイプ ゲートウェイ サービス仕様書」の定めるところによります。
Web Space Luck!	別途定める「Web Space Luck! サービス仕様書」の定めるところによります。

(別紙 2) 提供価格表

「Mail Luck!」の提供価格は以下のとおりとし、月初時点でステータスが「使用中」「停止中」の ID 数を集計し請求します。ただし、月額料金合計額が 7 で示す月額最低利用料に達していない月は、最低利用金額を請求します。

- ※ ドメインは FQDN 単位です。
- ※ 既存データの移行や機能カスタマイズが発生する場合はこの限りではございません。
- ※ 下記価格は全て消費税込みの金額で表示しています。
- ※ 本利用規約別紙 2 には、本体価格と消費税等の合計額を表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

1. 「Mail Luck!」(インターネットタイプ)

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	105,000 円/FQDN

・月額利用料

単位：円)

項目	料金
アカウント利用料 (1ID あたり 10MB)	157.5 円/ID

オプション

項目	料金
-新 WEB メール (携帯対応)	126 円/ID
-新 WEB メール (携帯対応) +迷惑メールフィルタ	168 円/ID
-WEB メール (携帯対応) ※1	42 円/ID
-WEB メール (携帯対応) +迷惑メールフィルタ ※1	84 円/ID

※1：2007 年 12 月 17 日より新規販売停止

メールボックス容量追加 (10MB 単位)	21 円/ID
POP/SMTP over SSL	10.5 円/ID
メーリングリスト	315 円/ML

2. 「Mail Luck!」(VPN タイプ) ※新規販売終了

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	315,000 円/FQDN
メール監査・保存オプション設定費 ※2	315,000 円/FQDN

・月額利用料

(単位：円)

項目	料金
月額基本料	52,500 円/FQDN
アカウント利用料 (1ID あたり 10MB)	157.5 円/ID

オプション

オプション項目	料金
-WEB メール（携帯版なし）	42 円/ID
-WEB メール（携帯版なし）+迷惑メールフィルタ	84 円/ID
-メール監査・保存	315 円/ID

メールボックス容量追加（10MB 単位）	21 円/ID
メーリングリスト	315 円/ML
メール監査・保存ディスク追加オプション※2	3,150 円/GB

3. 「Mail Luck!」（ゲートウェイタイプ）

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	52,500 円/FQDN

・月額利用料

アカウント利用料（ID あたり）

項目	料金
月額基本料	5,250 円/FQDN
迷惑メールフィルタ	189 円/ID
ウイルスチェック	105 円/ID

4. 「Mail Luck!」（セキュアタイプ）

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	31,500 円/FQDN
アクセス元制限 IP の設定（及び変更）	21,000 円/作業

※別途 SSL 証明書費用が年毎に発生いたします。

・月額利用料

項目	料金
セキュアタイプ 100 月額基本料	283,500 円
セキュアタイプ 300 月額基本料	367,500 円
セキュアタイプ 500 月額基本料	472,500 円
セキュアタイプ 700 月額基本料	630,000 円
セキュアタイプ 1000 月額基本料	882,000 円

オプション項目	料金
メーリングリスト	315 円/ML
追加メールアカウント	630 円/ID
メールボックス容量追加（10MB）	21 円/ID

超過保存領域容量	
~100GB まで	1,575 円/GB
101GB~500GB まで	1,050 円/GB
501GB~1TB まで	840 円/GB
1TB~	525 円/GB
添付ファイル誤送信機能	105,000 円

※超過保存領域容量は、部分単価となります。

※添付ファイル誤送信機能は、1000ID までの提供価格となります。1000ID を超える場合は個別見積もりとなります。

5. 「Mail Luck!」(セキュアタイプ ゲートウェイ)

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	31,500 円/FQDN

※別途 SSL 証明書費用が年毎発生いたします。

・月額料金

項目	料金
セキュアタイプ ゲートウェイ 100 月額基本料	273,000 円
セキュアタイプ ゲートウェイ 300 月額基本料	336,000 円
セキュアタイプ ゲートウェイ 500 月額基本料	420,000 円
セキュアタイプ ゲートウェイ 700 月額基本料	556,500 円
セキュアタイプ ゲートウェイ 1000 月額基本料	777,000 円

オプション項目	料金
追加メールアドレス	630 円/ID
超過保存領域容量	
~100GB まで	1,575 円/GB
101GB~500GB まで	1,050 円/GB
501GB~1TB まで	840 円/GB
1TB~	525 円/GB
添付ファイル誤送信機能	105,000 円

※超過保存領域容量は、部分単価となります。

※添付ファイル誤送信機能は、1000ID までの提供価格となります。1000ID を超える場合は個別見積もりとなります。

6. 「Web Space Luck!」

・初期費用

項目	料金
初期設定費用	105,000 円/ドメイン

・月額料金

単位：円)

項目	料金
アカウント利用料 (1ID あたり 10MB)	157.5 円/ID

オプション

項目	料金
ウェブスペース容量追加 (10MB 単位)	52.5 円/ID

7. 月額最低利用料

タイプ	月額最低利用金額
Mail Luck! (インターネットタイプ)	105,000 円
Mail Luck! (VPN タイプ) ※新規販売終了	105,000 円
Mail Luck! (ゲートウェイタイプ)	52,500 円
Mail Luck! (セキュアタイプ)	なし
Mail Luck! (セキュアタイプ ゲートウェイ)	なし
Web Space Luck!	31,500 円

(別紙 3) 品質保証と計算方法

1. サービス稼働率

(1) 対象サービス

Mail Luck!(セキュアタイプ)
Mail Luck!(セキュアタイプ ゲートウェイ)

(2) 保障基準

毎月 1 日から月末までの間の稼働率を 99.9%以上であることとします。なお稼働率は以下方法にて算出いたします。

$$\text{稼働率} = 1 - \left[\frac{\text{当該月における累積故障時間 (分)}}{\text{当該月の日数} \times 24 \text{ (時間)} \times 60 \text{ (分)}} \right] \times 100 \text{ (\%)}$$

故障とは、当社の計測システムから Mail Luck!システムの下記計測対象サービスに対する応答時間が、61 秒以上の状態で 5 分以上継続した状態を指すものとします。

<計測対象サービス>

サービス	POP	SMTP	POP over SSL	SMTP over SSL	Submission	HTTPS
対象タイプ						
セキュアタイプ	○	○	○	○	○	○
セキュアタイプゲートウェイ		○				○

※管理者用画面（アカウント、ML、監査、WEB メール）のアクセス不可は適用しません。

※WEB メールは、新 WEB メールユーザ画面のみ適用します。

※契約者が利用する、電気通信事業者のネットワーク及び契約者の社内ネットワークの故障によるものは適用しません。

(3) 基準違背時の減額措置

利用月内の稼働率が 99.9%未満であった場合に、稼働率に応じて以下に規定する金額を減額します。
故障回復時間 減額する金額

稼働率	サービス停止時間 (目安)	減額率
99.9%~100%	約 43 分未満	
99.0%~99.9%未満	約 43 分~約 14.4 時間	発生月の Mail Luck!月額基本料の 5%
97.0%~99.0%未満	約 14.4~21 時間	発生月の Mail Luck!月額基本料の 10%
95.0%~97.0%未満	約 21~36 時間	発生月の Mail Luck!月額基本料の 25%
90.0%~95.0%未満	約 36~72 時間	発生月の Mail Luck!月額基本料の 50%
90.0%未満	約 72 時間以上	発生月の Mail Luck!月額基本料の 100%

2. 故障通知時間

(1) 対象サービスの種類

Mail Luck!(セキュアタイプ)
Mail Luck!(セキュアタイプ ゲートウェイ)

(2) 保障基準

当社が故障を発見してから 30 分以内に、契約者があらかじめ指定した連絡先に当社指定の方法で通知するものとします。ただし、契約者の責めによる理由により故障を通知できなかった場合は、返還の対象外とします。なお、故障とは、前項「1. サービス稼働率」にて定めるものを対象とします。

(3) 基準違背時の減額措置

当社が故障を発見してから、契約者があらかじめ指定した連絡先に 30 分以内に通知できなかった場合、発生月の発生月の Mail Luck!月額基本料の 3%を減額します。